

「慰安婦」問題と「償い」のポリティクス

—— アジア女性基金の「償い事業」に着目して ——

土野瑞穂 (お茶の水女子大学大学院
博士後期課程)

キーワード：「慰安婦」、「女性のためのアジア平和国民基金」、戦後補償問題

はじめに——問題の所在

1995年の、「女性のためのアジア平和国民基金」(略称アジア女性基金。以下、アジア女性基金ないしは基金と略す。)の発足は、「慰安婦」問題解決を求める被害者や支援者たちの間にその賛否をめぐって深い溝を生じさせた。アジア女性基金とは、「慰安婦」問題への対応に迫られた日本政府が、補償問題は「解決済み」との立場から「補償に代わる措置」として、元「慰安婦」を対象に「償い事業」を行うことを目的に設立したものであった⁽¹⁾。「償い事業」とはすなわち、①「償い金」200万円の支給、②300万円相当の医療福祉支援事業の実施、③総理・基金理事長の「お詫びの手紙」の送付である。「償い金」の原資は、本来ならば日本政府が「補償」として拠出しなければならないところを、日本国民の募金でまかない、医療福祉支援事業費のみ拠出したことか

ら、「加害の主体と責任が曖昧⁽²⁾」であるとの批判が、女性たちを中心とした運動団体から生じた。

他方で、アジア女性基金に望みを賭けた者たちもいた。1994年6月、村山富市を首相とする自民党・社会党・新党さきがけの連立内閣の発足は、「慰安婦」問題やその他の戦後補償問題解決にとっての「機会の窓」を開いた。だが、村山政権とはいえ、多数派を占める自民党と連立を組んでいる以上、日本政府による個人補償の実現は極めて困難であった。そこで、村山内閣以上にこの問題に取り組む内閣が今後登場するとは考えにくいという政治的判断のもと、不十分な措置ではあるがアジア女性基金に協力し、「基金の中身をきちんと作り直⁽³⁾」す、あるいは「個人補償のステップ」にしていこうとする者たちが現れた⁽⁴⁾。

しかし、政府により「基金構想が発表されると賛否両論の世論は激しく、基金は荒波の中を船出しなければならぬ⁽⁵⁾」だった。「補償に代わる措置」として発足したアジア女性基金は、「戦争犯罪被害者への補償」という意味では、当初

(1) 日本政府側によるアジア女性基金の設立経緯、「償い事業」以外の事業内容等については、基金解散時の報告書(財団法人女性のためのアジア平和国民基金『「慰安婦」問題とアジア女性基金』2007年)あるいは、基金の全活動を公表しているホームページ(<http://www.awf.or.jp/>)を参照されたい。

(2) 西野瑠美子「『慰安婦』被害者の『尊厳の回復』とは何か?—女性国際戦犯法廷が求めた正義と『国民基金』」金富子・中野敏男編著『歴史と責任—「慰安婦」問題と1990年代』青弓社、2008年、42ページ。

(3) 臼杵敬子・天野恵一・岡真理「『慰安婦』被害者の尊厳と人権—ハッキリ会の立場から』『インパクション』107号、1998年4月、48～77ページ。臼杵の発言より。

(4) 土野瑞穂「『女性のためのアジア平和国民基金』の政策過程に関する一考察—アクター分析を中心に」お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科『人間文化創成科学研究論叢』第13巻、2010年、329～338ページ。

(5) 有馬真喜子「追悼 原文兵衛理事長 大きな存在感、求心力—寡黙だが肝心なとき明確な方針」財団法人女性のためのアジア平和国民基金『アジア女性基金ニュース』No.14、2000年2月28日、15ページ。

から限界を抱えていた。とはいえ、事業の結果、受給者が364名⁽⁶⁾に上ったという事実を無視することはできない。これまでの「慰安婦」問題に関する研究では、主としてアジア女性基金を拒否し、日本政府に補償を求めて闘う被害者たちに焦点が当てられ、受給者は不可視化されてきた。だが、受給者に着目すると、「基金に賛成か反対か」という二項対立的な議論からは見いだせない、元「慰安婦」らを取り巻く様々な状況がみえてくる。

本稿では、「償い事業」の成立過程と事業内容、実施過程にみる諸アクターのポリティクスを考察した後に、実際に事業を受給した被害者の声を踏まえて、アジア女性基金を軸としてみた「慰安婦」問題の一断面を提示したい。なお、アジア女性基金は「償い事業」のほかに「女性をめぐる今日的な問題の解決のための事業」と「歴史の教訓とする事業」を実施したが、本稿では、元「慰安婦」を直接対象とした「償い事業」のみをみていく。また、筆者は2006年、「償い事業」を受給したとされる韓国人元「慰安婦」ら3名に、世間話をまじえながら、家族や孫のこと、アジア女性基金に対する考えや意見について聞き取りを試みた⁽⁷⁾。しかし、以下でみていくように、「償い事業」の実施過程で生じた基金関係者、運動団体、被害者間の齟齬や不信が、基金について語ることを困難にさせている状況が今日に至るまで存在する。実際に筆者が面会した被害者たちからも、受給した事実のもとより、基金について語りたくない様子を感じ取った時は、基金に関する質問を取りやめた。従って、受給者の認識については、主としてアジア女性

基金側の資料、そして新聞資料を用いて類推しながら分析したことをはじめにお断りしておく。

1. 先行研究と分析枠組み

アジア女性基金をめぐるのは、主として運動関係者らによる、基金に対する批判的評価に関する議論が中心となっており⁽⁸⁾、研究の対象とはなっていない。これらの議論は、アジア女性基金が被害者たちの間に「亀裂や疑心」⁽⁹⁾「葛藤と不信」⁽¹⁰⁾を生み出したこと、基金の事業は「一貫性はなく、各国でバラバラなしかも差別的なもの」⁽¹¹⁾であること、「被害者を黙らせ、運動をつぶすためのお金としか私たちには思えません」⁽¹²⁾といった事業内容とその実施方法に対する批判的議論であり、事業内容決定の背景および実施に至る経緯、また受給者についての言及はほとんどない。運動団体は、何よりも、基金の存在が被害者への個人補償実現を遠ざける装置として働くことを阻止すべく、基金発足後は、事業停止を運動目標に置かざるを得なかった。

国会の場合、アジア女性基金の事業実施については、ほとんど無関心であった。1990年代前半は、国会で最も激しく論戦が交わされたが、アジア女性基金設立以降、「慰安婦」問題に関する言及は減っていった⁽¹³⁾。大きな議論を巻き起こす政策「決定」とは対照的に、政策「実施」についてさほど関心が払われないのは、政策研究の分野においても共通している。政策研究者はこれまでもっぱら政策決定に研究の重点を置

(6) 財団法人女性のためのアジア平和国民基金、前掲『「慰安婦」問題とアジア女性基金』、21ページ。

(7) 2006年8月7～16日、10月6～13日までの計2回、京畿道に住む元「慰安婦」たちを対象に、半構造化インタビューを行った。

(8) 例えば、大島孝一・金英姫・有光健編『「慰安婦」への償いとは何か—「国民基金」を考える』明石書店、1996年；金英姫「国民基金の『償い事業』とは何だったのか」日本の戦争責任資料センター『季刊戦争責任研究』第38号、2002年、8～17ページ；鄭鉉栢著・中野宣子訳『国民基金と被害者の声』金・中野編著、前掲『歴史と責任』、53～64ページ。

(9) 中野敏男「日本軍『慰安婦』問題と歴史への責任—本書の認識と課題」金・中野編著、前掲『歴史と責任』、13ページ。

(10) 鄭著・中野訳、前掲『国民基金と被害者の声』、60ページ。

(11) 金英姫、前掲『「国民基金」の『償い事業』とは何だったのか』、9ページ。

(12) 尹貞玉、聞き手・金英姫「韓国・挺対協の尹貞玉さんに聞く『日本政府は本当の謝罪を!』」『週刊金曜日』No.190、1997年10月10日、34ページ。

き、実施の問題は行政官が担うべき「実務的」問題とする傾向があった⁽¹⁴⁾。真山は、政策実施に対する関心の低さについて、政策実施過程は、「さまざまな政治勢力や行政官僚制などが華々しく政治過程を展開する政策決定過程に比べると、ぐっと地味になる。…政策実施の過程がマスコミに登場することはめったにない。たまにあるとすれば、事故が発生したり役人の汚職が発覚したりといった、何らかの問題が生じたときである。つまり、政策実施過程はうまくいって当たり前という認識がある⁽¹⁵⁾」と指摘する。

政策の実施が何の問題もなく達成されるほど、政策決定の段階で曖昧さのない決定が下されることは少ない。アジア女性基金の場合、その決定が非常に強い反対のもとでなされたことから、以下にみるように、むしろ事業実施過程で基金関係者と運動団体との間で、また、基金関係者と政府・官僚の間でも、事業内容をめぐって激しい対立が生じた。こうした事業実施過程におけるアクター間のポリティクスを考察するには、政府機関トップの視点で政策実施を分析するトップダウン・アプローチではなく、「政策の実施が、実施者や利害関係者など多様なアクター間の紛争や妥協の相互作用の過程であることを重視する⁽¹⁶⁾」ボトムアップ・アプローチが有効となる。以下では、ボトムアップ・アプローチによって、基金の「償い事業」実施をめぐるポリティクスをみていく。

2. アジア女性基金の始動

2-1 アジア女性基金の組織・役員構成

1995年7月19日、アジア女性基金は発足した。日本政府は1995年6月14日に、基金構想と事業内容の骨子を発表した⁽¹⁷⁾。しかしそれはあくまでも骨子であり、具体的な金額や支給対象者、政府出資による医療福祉支援事業の内容等を細かく定めた事業内容の決定は、事業実施過程に持ち込まれることになった。よって、基金にとって最初の、かつ最大の課題は、事業内容の具体化であった。

ここで注意したいのは、アジア女性基金は日本政府と一体というわけではなかったことである。確かに、アジア女性基金は日本政府によってその設立が決定され、内閣府の所管である財団法人という地位を与えられた。そして基金が行う全ての会議に内閣外政審議室と外務省の代表者が出席し、基金作成の重要な文書はすべてこれら官僚の検討を経て確定された⁽¹⁸⁾。しかし事業内容の具体化は、民間のボランティアである基金の呼びかけ人、理事、運営審議会委員、有給の専務理事・事務局長、事務局員らの間の議論と活動によっていた。事業内容の検討のために、基金関係者は、各国に出向き、接触を図ることのできる被害者に面会して要望を聞き、その要望を最大限実現すべく、関係官僚と交渉を重ねていた⁽¹⁹⁾。時には「内閣官房の外政審議室

(13) 「慰安婦」は「民間の業者がそうした方々を軍とともに連れて歩いて」いた。「調査して結果を出すことは、率直に申しましてできかねる」という政府答弁が問題となり、「慰安婦」問題が大きく政治課題化した1990年6月6日から2012年6月14日までに、「慰安婦」問題を取り上げた衆参両院の委員会の数を、「慰安婦」をキーワードに、国会会議録検索システムを用いて調査した(2012年6月14日調べ)。各年の後ろのカッコ内は言及のあった委員会の数である。1990(2)、1991(12)、1992(68)、1993(52)、1994(35)、1995(32)、1996(40)、1997(40)、1998(31)、1999(23)、2000(16)、2001(30)、2002(32)、2003(20)、2004(18)、2005(32)、2006(29)、2007(46)、2008(9)、2009(8)、2010(8)、2011(13)、2012(11)。

(14) 宮川公男『政策科学入門』東洋経済新報社、2002年、265ページ。

(15) 真山達志「第3章 行政官僚制と政策過程」今村都南雄・武藤博己・真山達志・武智秀之著『行政学』北樹出版、1996年、85ページ。

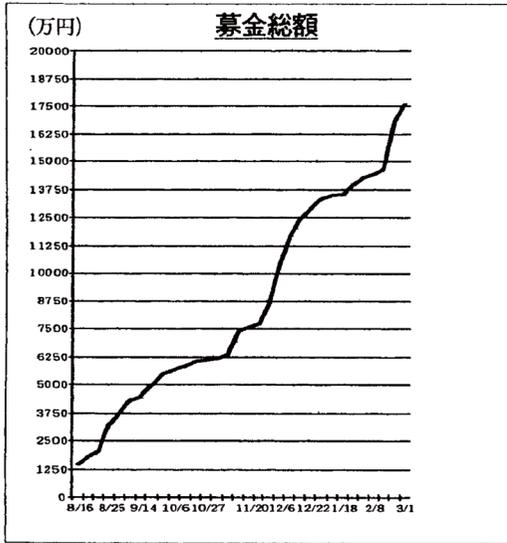
(16) 同上、79ページ。

(17) 内閣官房長官五十嵐広三「『基金』構想と事業に関する内閣官房長官発表」平成7(1995)年6月14日。

(18) 和田春樹「アジア女性基金の成立と活動」黒沢文貴編『戦争・平和・人権―長期的な視座から問題の本質を見抜く眼』原書房、2010年、313ページ。

(19) 財団法人女性のためのアジア平和国民基金『アジア女性基金ニュース』No.4、1996年2月5日。

図2 募金総額の推移(1995年8月16日～1996年3月1日)



出典：財団法人 女性のためのアジア平和国民基金
『アジア女性基金ニュース』No.5、1996年2月1日、1ページ。

は「償い金」の額が「とてつもなく安い金額⁽³⁰⁾」となり、基金としての「誠意が伝わるわけがない⁽³¹⁾」というのが運営審議会メンバーの一致した意見であった。

「償い金」の額が「とてつもなく安い金額」になると基金が危惧したのは、受給者が多数に上ることを想定していたというより、募金がそれほど集まらないことに不安を抱いていたからだと思われる。

図2は、1995年8月の募金開始時から1996年3月1日までの募金総額の推移である。「全国的な償い⁽³²⁾」と銘打ったアジア女性基金に対して、順調に募金が集まっているかのようにみえるが、最も多く拠金したのは中央・地方の役人

であり、次に労働組合、そして日本国民個人による募金であった⁽³³⁾。閣僚の募金は強制だったという⁽³⁴⁾。純粋に日本国民からの募金だけでは、おそらく「償い事業」は成立しなかっただろう。さらに財界では、当時の日本経済団体連合会（日経連）、日本経営者団体連盟（経団連）、経済同友会といった経済団体などで、組織的に募金活動に取り組んだところは一つもなかった⁽³⁵⁾。募金活動に回った当時外務官僚のS氏は、ある経済団体を訪問した際に「もう昔の話ではないか、勘弁してくれ」と言われたという⁽³⁶⁾。また、集まった募金の預金先に予定されていたある銀行は、そのことが同銀行のトップの耳に入ったところ「こんな金は受け取れない」と、預金先となることを拒否した⁽³⁷⁾。さらに、アジア女性基金を発足させる前に、政府は事業の担い手を既存の団体に担ってもらおうと考えていたようだが、その候補先の一つであった日本赤十字社からは、「皇后様が名誉総裁の赤十字としては、そんな仕事は引き受けられない」と断られたという⁽³⁸⁾。以上のようなやりとりの裏には、「慰安婦」とは「売春婦」であり、そのような女性を対象とする事業には関わりたくない、そもそも金銭を支給すること自体筋違いである、といった認識をみてとれる。

募金の不足という事態を憂慮していた運営審議会であったが、「最後は私の責任で政府にやってもらおうから、そのことは横において償い金の額を出すようにしてほしい」との原理事長の決断により⁽³⁹⁾、政府側との長い議論の末、1996年6月4日、「償い金」を200万円と決定した⁽⁴⁰⁾。金額の根拠として、「国際的にみて恥ずかしくな

(29) 同上、137ページ。横田の発言。

(30) 同上。

(31) 同上。

(32) 注17と同じ。

(33) 元アジア女性基金運営審議会委員Y氏へのインタビュー（2012年3月26日）。Y氏の意向により、氏名はイニシャルとした。

(34) 元外務官僚S氏へのインタビュー（2009年12月21日）。S氏の意向により、氏名はイニシャルとした。

(35) 注33と同じ。

(36) 注34と同じ。

(37) 同上。

(38) 同上。

い⁽⁴¹⁾」こと、そして台湾人元日本兵とその遺族に「弔慰金」または「見舞金」として日本政府が過去に支給した額200万円が参考にされた⁽⁴²⁾。

2-2-2 医療福祉支援事業をめぐる攻防

医療福祉支援事業における政府の出資額については、「償い金」の額の決定後に検討された。基金はこれまでに、事業の周知とともに、元「慰安婦」や運動団体から要望を聞くために「対話チーム」を1996年1月から韓国、台湾、フィリピンに派遣していた⁽⁴³⁾。医療福祉支援事業費の決定経緯について、「対話チーム」の一員として韓国を訪問し、元「慰安婦」らと面会した当時運営審議会委員のY氏は次のように語る。

本当に償いの気持ちを日本側が示すんだったら、一定のまとまった額でないと受け止められないと。一定のまとまった額というのは、いくらなんだと聞いたら、最低でも500万だというのがね。当時ね。最低500万円という気持ちに少しでも応えようとするれば、残りの300万円どうするかって話でしょ？国はそれをはじめね、医療福祉支援事業について、70万円でなんて話もあったんだから。それで、ふざけるなって言って中でガンガンやって⁽⁴⁴⁾。

基金は、韓国人元「慰安婦」ら被害者の要望を踏まえ、「償い金」200万円を含めて被害者に最低でも500万円が渡るように、官僚と交渉を行った。医療福祉支援事業費については最終的に基金側の要求が通ったわけだが、予算の執行にあたって、元「慰安婦」個人に現金300万円を渡すことは絶対不可であり、領収書の提出がな

ければ一銭も出せないというのが外務省と大蔵省(当時)の立場だった。「それはすごい、むちゃくちゃやりとり⁽⁴⁵⁾」の結果、当時の外務省担当課長の決断により、大蔵省の承認を経て領収書提出義務は撤回された。

なぜ政府側は医療福祉支援事業費を70万円と見積もっていたのか。その根拠は、現在明らかにされている資料からはわからない。しかし70万円という額は、政府、官僚が、「慰安婦」にさせられた被害者たちが、現在置かれている状況を十分理解したうえで決めた金額と捉えることは到底できない。元「慰安婦」たちの多くは、子どもの産めない体となり、また「慰安所」で兵士から振るわれた暴力によって身体に障害を受け、さらにPTSDなどの精神的疾患を抱えている。従って、このような状況におかれた被害者である元「慰安婦」たちにとって、医療費は極めて大きな負担となっている。また、医療費だけでなく、身寄りのない被害者の場合は、病院への送迎や日々の健康管理を行うケアワーカーによるサポートも必要となる。さらに、車椅子が必要になれば、バリアフリーとするために家を改築する必要性も生じる。元アジア女性基金事務局員のA氏によれば「運動によっては、お前らなんだといってくるのがほとんど。是非こうしてほしいといってくれば、ぼくあたりでも500万円くらいの実施策は通せるんですから」と、外務省の担当課長が述べたというように⁽⁴⁶⁾、官僚側は被害者のニーズを理解していないがために、予算を適当に見積もっていたのだろう。ただし、この課長は、杓子定規に規則を適用せずに、基金関係者が聞き取りを行った被害者の要望に対して現場レベルで応えようとした。行

(39) 注29と同じ。橋本首相は「償い金」の財源については政府が責任をもつと約束した(財団法人女性のためのアジア平和国民基金『アジア女性基金ニュース』No.6、1996年6月17日、1ページ)。

(40) 財団法人女性のためのアジア平和国民基金「第9回理事会・第18回運営審議会」議事録、平成8年5月。

(41) 財団法人女性のためのアジア平和国民基金、前掲『アジア女性基金ニュース』No.6、1ページ。

(42) 「アジア女性基金『真の戦後補償』遠く『償い金』支給決定 妥協、玉虫色の決着」『朝日新聞』1996年7月20日。

(43) 財団法人女性のためのアジア平和国民基金、前掲『アジア女性基金ニュース』No.4、1ページ。

(44) 注33と同じ。

(45) 同上。

(46) 元アジア女性基金事務局員のA氏とのメールでのやりとり(2012年6月8日)。A氏の意向により、氏名はイニシャルとした。

政官として決定された政策を単に「実施」するのではなく、実施すべき政策の具体的内容を「決定」していることから、この課長は、かなりの裁量をもっていたといえる。むろん、「償い金」はもちろんのこと、医療福祉支援事業もまた、日本政府が「慰安婦」問題に対する法的責任を認めた上での「国家補償」ではない。従って、フィリピン元「慰安婦」が「何でもいいからフィリピンにお金をくれ、と言ってきたのではありません⁽⁴⁷⁾」と抗議の声を挙げたように、「国家補償」を訴え続けてきた被害者にとっては、金額がいくらになろうと、基金の事業を受け入れることはできなかった。しかし、医療福祉支援事業費の決定過程は、官僚制の外部の者が具体的アイデアを提示していくことで、既存の法制度をずらしていくことのできる可能性を示唆している。

2-2-3 基金の存在価値としての「総理の手紙」

「アジア女性基金初期の最大の懸案⁽⁴⁸⁾」だったのは、総理による「お詫びの手紙」である。村山政権は1995年6月、「基金」構想を発表した際、被害者に対して「国としての率直な反省とお詫びの気持ちを表明する」ことを約束していた。しかし、1996年1月村山の辞任により、自民党の橋本内閣が発足したその数ヵ月後、橋本首相が「お詫びの手紙」を書くことに消極的であるという情報が流れた。政府は、「お詫びの手紙」で「謝罪」すれば、国家の法的責任を認めることにつながるのではないかと危惧したのである⁽⁴⁹⁾。そうした日本政府の態度に失望し、呼びかけ人の一人であった三木陸子は、呼びかけ人を辞任した。三木以外の基金関係者らもまた、総理が手紙を出さなければ総辞職を決めていた⁽⁵⁰⁾。元首相夫人の三木の辞任は大きな反響を呼び、三

木に続いて他の呼びかけ人の辞任を恐れた日本政府は、橋本首相の決断により、手紙を出すことを確定した⁽⁵¹⁾。基金関係者にとって、総理による「お詫びの手紙」は、「償い事業」の要であり、総理が「手紙」を出さなければアジア女性基金の存在価値はないと認識していたといっても過言ではない。

政治的妥協の産物として生まれたアジア女性基金は、「全国民的な償い」という意義を付与されて発足した。しかし、実態は、財界が拠金を拒否するなど、「全国民的な償い」からはかけ離れており、また基金に責任をもつ日本政府の態度も消極的であった。運営審議会委員を務めた横田洋三が「政府外務省の方もつくっておきながら、こんなはずじゃなかったということを随分感じたのではないかと思う⁽⁵²⁾」と証言しているように、基金側は、基金の事業は国家補償ではないが、少しでも「償い」の意をかたちに表すための事業を実現すべく政府・官僚に働きかけた。基金関係者の一部は、アジア女性基金を国家補償実現のためのステップとして捉えていた⁽⁵³⁾。政府による元「慰安婦」個人への出資という意味で、医療福祉支援事業が、基金関係者にとってそのステップだったと考えられる。そして、総理の「お詫びの手紙」は、政府が単に医療福祉支援事業への出資者としてではなく、この問題に責任を負う一義的主体であることを明確にするためであったといえる。

3. 各国における「償い事業」の概要と実施過程

3-1 事業の概要とその背景

①「償い金」一律200万円、②医療福祉支援事業300万円相当、ただしフィリピンは物価を考

(47) マリア・ロサ・L. ヘンソン著、藤目ゆき訳「ある日本軍「慰安婦」の回想」岩波書店、1995年、202～203ページ。

(48) 大沼保昭『「慰安婦」問題とは何だったのか—メディア・NGO・政府の功罪』中央公論新社、2007年、37ページ。

(49) 「元慰安婦への『首相の手紙』 『謝罪』 『おわび』なお論議 『訴訟に影響』恐れる政府」『毎日新聞』1996年6月4日。

(50) 東良信「インタビュー 東良信 元内閣外政審議室審議官」財団法人女性のためのアジア平和国民基金編集・発行、前掲「オーラルヒストリー アジア女性基金」、99ページ。和田による東良信への聞き取りの中での、和田の発言。

(51) 同上、99ページ。東の発言。

(52) 注28と同じ。146ページ。

(53) 土野、前掲「『女性のためのアジア平和国民基金』の政策過程に関する一考察—アクター分析を中心に」、335ページ。

表1 「償い事業」各国別事業実施と事業結果一覧

対象国	申請受付 実施期間	事業内容	事業結果
フィリピン	1996.8.13～ 2001.8.12	1) 「償い金」(200万円) 2) 医療・福祉支援事業(120万円規模) 3) 総理・理事長による「お詫びの手紙」	3カ国で合計285人
韓国	1997.1.11～ 2002.5.1	1) 「償い金」(200万円) 2) 医療・福祉支援事業(300万円規模) 3) 総理・理事長による「お詫びの手紙」	
台湾	1997.5.2～ 2002.5.1	1) 「償い金」(200万円) 2) 医療・福祉支援事業(300万円規模) 3) 総理・理事長による「お詫びの手紙」	
オランダ	1998.7.15～ 2001.7.14	1) 医療・福祉分野の財・サービス提供 (2億5500万円規模) 2) 橋本首相がコック・オランダ首相にあてた書簡のコピー	79人
インドネシア	1997.3.25～ 2007.3	1) 高齢者社会福祉推進事業(3億8千万円規模)	・61施設を建設 ・8施設に対して備品支給・修繕

出典:インドネシア社会省福祉厚生総局「インドネシア政府とアジア女性基金の協力による慰安婦問題への取り組みの報告」2006年、3ページ(「デジタル記念館 慰安婦問題とアジア女性基金」<http://www.awf.or.jp/index.html> 2012年6月14日閲覧);財団法人女性のためのアジア平和国民基金『「慰安婦」問題とアジア女性基金』2007年、23～48ページより筆者作成。

慮して120万円相当、③総理と理事長の「お詫びの手紙」、という「償い事業」の具体的内容が決定したのは、基金発足から約1年を経た1996年7月19日だった。表1は、「償い事業」各国別事業実施と事業結果一覧である。事業実施国は5カ国とされた。基金理事であった大沼によれば⁽⁵⁴⁾、その選定理由について、広範な地域にわたって「慰安婦」が存在したことが知られていたが、中国の場合、中国政府が元「慰安婦」の認定を行っておらず、また国内情勢に鑑みて事業実施を拒否したため、対象から外された。インドネシアの場合は同国政府が、高齢者福祉施設の建設・修繕事業を要望したため、基金側はそれを受け入れた。朝鮮民主主義人民共和国の場合は、日本と国交がないため、事業実施の合意は結ばれなかった。こうして基金は、被害者からの要請があり、かつ対象国の政府あるいは運動団体からの協力のもと「償い事業」実施可能と判断した、フィリピン、台湾、韓国、オランダ、

インドネシアを対象とすることとした。

フィリピン、韓国、台湾では、表の「事業内容」にある三つがセットになった「償い事業」が実施された。インドネシアでは上述のとおり、同国政府の要望により、高齢者福祉施設の建設・修繕が行われた。オランダについては、詳細は明らかでないが、オランダ側との交渉で在蘭日本大使館職員が、「償い金」は過去に締結された日蘭間の条約等で支払いは不可能だと説明したために、支給されなかった⁽⁵⁵⁾。また、「償い金」に添えられる総理の「お詫びの手紙」に代わって、橋本首相がオランダのコック首相に宛てた書簡のコピーが被害者個人に渡された。

3-2 実施過程における運動団体との対立

アジア女性基金は1996年8月、フィリピンから事業を開始した。フィリピンでは、後にみるように韓国・台湾と同様、被害者と運動団体は国家補償を求める立場から、当初アジア女性基

(54) 大沼、前掲『「慰安婦」問題とは何だったのか』、33～34ページ。

(55) マルガリータ・ハマー＝モノド＝フロワドヴィュー「証言 マルガリータ・ハマー＝モノド＝フロワドヴィュー」財団法人女性のためのアジア平和国民基金編集・発行、前掲『オーラルヒストリー アジア女性基金』、273ページ。

金に反対していた。しかし、基金の「対話チーム」との話し合いの中で、「償い事業」受給を希望する被害者が出てきた。そのため、フィリピン人元「慰安婦」を支援するリラ・ピリピーナでは、「償い事業」の受給をめぐる論争が起こったが、最終的に被害者の意思を尊重することにした。事業受給者とともに闘うことはできないと判断した他の被害者は別の組織を作ることになった。「償い事業」実施に協力する団体が存在したことが、フィリピンから事業を開始することになった大きな理由であった⁽⁵⁶⁾。

リラ・ピリピーナの対応は「アジア女性基金を支持した」として、問題解決のために国境を越えて連帯していた各国の運動に大きな影響を与えた。それに対してリラ・ピリピーナ当代表のネリア・サンチョは、「明確にしなければならないのは、リラ・ピリピーナ組織はアジア女性基金を支持したのではないということです。リラ・ピリピーナ組織はメンバーである犠牲者たちが行った生の選択を、われわれがそれに同意するしないにかかわらず、ただ尊重したのです⁽⁵⁷⁾」と述べている。しかしそのことは、韓国や台湾、日本の運動団体に理解されなかった⁽⁵⁸⁾。リラ・ピリピーナは、各国とスタンスを若干異にしながらも、受給者を支援しつつ、基金では問題の解決にならないという立場で各国との連帯運動を継続していった。

オランダでは、フィリピンと同様、「償い事業」

をめぐる賛否両論はあったが、最終的に事業受給のための窓口となる団体が、事業実施にあたって創設されたため、次に見る韓国のような問題が生じることはなかった。

基金に対する運動団体の反対が強かったのが、韓国と台湾であった。1997年から韓国と台湾での事業が開始されると、両国では運動団体の働きかけにより、それぞれ政府協力のもと、被害者たちが「償い事業」を受給しなくてもよいようにと、「償い金」とほぼ同額の一時金が、受給者を除く被害者に支給された⁽⁵⁹⁾。台湾では、ある弁護士が基金の窓口を引き受けたことから、同弁護士を通じて事業が実施されたが、韓国では窓口となる個人や団体がなかった。また、韓国では最初の事業受給者7名に対して向けられた批判的意見を受けて、基金はいったん事業実施を控え、その後集団的な医療福祉支援事業の実施を提案したが、韓国側の窓口を見つけることができなかった⁽⁶⁰⁾。結果として基金は、3度の事業停止を経て、2002年5月に事業申請受付を終了した。

概して事業の実施は基金側と運動団体との対立の過程であった。基金発足後、女性運動が中心となって、基金をつぶすための運動が開始され⁽⁶¹⁾、基金に対して、事業停止を求める要請文や面会の申し入れがなされた。運動団体による抗議・申し入れは、理事会で度々取り上げられており、基金が運動団体の動向を注視していた

(56) 有馬真喜子「3 おかげさまで多くの方に償い金と総理のおわびの手紙をおわたしできました」大沼保昭・下村満子・和田春樹編、『「慰安婦」問題とアジア女性基金』東信堂、1998年、136ページ。
 (57) ネリア・サンチョ「証言 ネリア・サンチョ」財団法人女性のためのアジア平和国民基金編集・発行、前掲『オーラルヒストリー アジア女性基金』、193ページ。
 (58) 同上。
 (59) 韓国では、運動の中心的な担い手である「韓国挺身隊問題対策協議会」が、「償い事業」拒否者を対象に、1996年から「強制連行された日本軍『ハルモニ』を守る市民連帯」という募金活動を行い、1998年には韓国政府による支援金と合わせて金銭的支援を行った(尹美香「韓国挺身隊は何をめざし、どのように闘ってきたのか」『インパクション』168号、2009年4月、143ページ)。台湾においても、著名な作家兼歴史学者が、自身の蔵書・コレクションをオークションにかけ、名乗り出ている被害者全員に、売上金から「償い金」と同額の200万円を送った(有光健「『国民基金』をめぐるフィリピンと台湾の現在」『週刊金曜日』No.190、1997年10月10日、36～37ページ)。
 (60) 和田、前掲『アジア女性基金の成立と活動』、317ページ。
 (61) つぶせ「国民基金」実行委員会による集会案内のチラシ「『女性のためのアジア平和国民基金』反対!国際会議—日本軍『慰安婦』被害者への国家による個人補償を!」(開催日1995年12月3・4日)。

様子がうかがえる⁽⁶²⁾。事業内容の具体化と実施にあたって運動団体の存在が重要だったのは、「対話チーム」を派遣し被害者の要望を聞く際に、被害者の人数や所在、実情を、運動団体が把握していたことから、そうした団体の協力が必要だったためであった。また、被害者への事業の周知において、基金は各国で新聞社に依頼したが、主要な新聞社に断られたため、掲載できたのは発行部数の少ない新聞であった。しかし、元「慰安婦」には、貧しい家庭出身の女性が多く、字が読めない、自分の名前が書けない、さらには時計で時間を把握できない者もいる⁽⁶³⁾。そこで、基金は運動団体および被害者との面会を希望したが、とりわけ韓国の運動団体から強い抵抗を受けた。基金のこうした行動は、運動側にとっては、被害者に無理やり「償い事業」を受給させる「懐柔⁽⁶⁴⁾」策と映った。基金による「対話チーム」の韓国調査記録には、「韓国の対日論調・空気はきわめてきびしい⁽⁶⁵⁾」「アジア女性基金で『従軍慰安婦』問題処理を『幕引き』にして、『真相究明』『教訓化・教育の徹底』『補償』への姿勢がよく見えないことへの疑念、不信が大きい⁽⁶⁶⁾」と記されている。「全国民的な償い」を果たすための基金が、戦後50周年国会決議など日本の歴史認識をめぐって、「日本に侵略の意図はなかった⁽⁶⁷⁾」、「日韓併合は円満に締結された⁽⁶⁸⁾」などの妄言が日本の国会議員から出されるという政治的状況の中で生まれたこともまた、韓国をはじめとする各国運動団体・被害者にとって基金と日本政府に対する不信感をより

一層醸成させたといえる。

事業実施過程で、日本政府は、基金の運営費や医療福祉支援事業費に出資するだけで、基金が発足し実施段階に入ると、そこで生じる問題への対応についてはすべて基金に任せ、「傍観者」となっていた。それどころか、1997年2月には、自民党の安倍晋三、中川昭一らを中心とした「日本の前途と歴史教育を考える若手議員の会」が結成され、前月に結成された「新しい歴史教科書をつくる会」と連携し、歴史教科書から「慰安婦」に関する記述を削除する運動を展開した。日本政府はアジア女性基金設立を決定した後は問題の背後にまわり、実施の現場で生じる問題には目を向けず、アジア女性基金を、基金関係者と運動団体との対立のアーリーナとさせたのであった。こうして、アジア女性基金発足をめぐって生まれた「基金賛成」対「基金反対」の二項対立の図式は、実施過程で先鋭化し、以後、「慰安婦」問題への「態度を決定する『踏み絵』⁽⁶⁹⁾」と化した。

4. 「償い事業」と受給者

4-1 事業評価報告書にみる受給者にとっての「償い事業」

2002年9月、アジア女性基金は各国での事業を終了した。「償い事業」受給者数は、表1にあるように、フィリピン、韓国、台湾、オランダで合計364名であった。ここでは、「償い事業」実施を担当したフィリピンの社会福祉開発省・国立

(62) 例えば、「韓国挺身隊問題対策協議会声明 日本の『女性のためのアジア平和国民基金』調査団派遣に反対する」1995年9月12日（財団法人化前）女性のためのアジア平和国民基金「第4回理事会」議事録、平成7年10月）、被害者とともに「国民基金」にNOを！7.13集会実行委員会「『国民基金』一時金支給中止を求める要請について」1996年7月12日（財団法人女性のためのアジア平和国民基金「第12回理事会・第20回運営審議会」議事録、平成8年7月）。

(63) 注(33)と同じ。

(64) 前掲「韓国挺身隊問題対策協議会声明 日本の『女性のためのアジア平和国民基金』調査団派遣に反対する」。

(65) 財団法人女性のためのアジア平和国民基金「第3回理事会」議事録、平成8年2月。

(66) 同上。

(67) 「『謝罪や不戦』決めていない 不戦決議の与党合意で自民の奥野氏」『朝日新聞』1995年4月18日。

(68) 「日韓併合条約などについての渡辺美智雄元副総理・外相発言＜要旨＞」『朝日新聞』1995年6月5日。

(69) 上野千鶴子「あえて火中の栗を拾う—朴裕河『和解のために』に寄せて」朴裕河著・佐藤久訳『和解のために—教科書・慰安婦・靖国・独島』平凡社、2006年、247ページ。

をみたい⁽⁸¹⁾」と述べたように、受給者たちの多くは同居する近親者たちに支援を行っている⁽⁸²⁾。社会的関係を広げる、あるいは豊かにすること、また母/祖母として、自分以外の者を支援し誰かの役に立っていると認識することは、受給者たちにとって、自分の主体的な生を取り戻す作業であったのではないだろうか。と同時に、「慰安婦」とさせられたこと、それを告白したことに対する家族への「引け目」が、共に暮らす家族への「支援」というかたちで表れているのかもしれない。

同報告書によれば、フィリピンの受給者の約70%が、夫を亡くしたいわゆる「未亡人」で、受給者の67%が家族とともに暮らしており、夫、子ども、孫たちから様々な支援を受けていた⁽⁸³⁾。また、68%の受給者が、家族が自分の過去を知っていると答えていることから⁽⁸⁴⁾、受給者の家族の多くは、受給者が「慰安婦」であったことを知った上で、日々の生活を支援しているといえる。ただし、フィリピンでは、韓国や台湾のように政府が被害者の生活支援を行っていない。フィリピン人元「慰安婦」が、韓国人の被害者た

ちは「月々、韓国政府から援助を受け住宅や薬も支給されている、と新聞で読んだ。彼女たちとは環境が違う⁽⁸⁵⁾」と語っているように、医療費の出費等によって経済的に厳しい状況に置かれていることはフィリピン人被害者が受給を決定した要因の一つになっていると考えられる。

「日本人は何でも持って行った。箸とスプーンまで持って行った⁽⁸⁶⁾」。朝鮮半島における「慰安婦」制度成立の背景として、植民地支配によるあらゆる収奪の構造の中で、教育もまともに受けられないような貧しい家庭出身の女性たちが主に「慰安婦」とさせられた。例えば被害者の多くは、一切の教育を受けておらず、駅の看板を読めず、電話の番号も判読できないため、電話の度に人の手を借りなければならない者もいる⁽⁸⁷⁾。韓国の運動団体が1993年に行った元「慰安婦」19人への聞き取り調査では、「慰安所」からの帰還後に結婚した者が6人いるが全員結婚に失敗、5人はまったく結婚していない⁽⁸⁸⁾。そして調査当時、15人が一人暮らしであった⁽⁸⁹⁾。韓国人元「慰安婦」の多くは、「慰安婦」であった

(78) 国立フィリピン大学ロスバニョス校・公共部門における戦略的計画・政策問題研究所「危機的状況に置かれたロラたちへの支援 (An Evaluative Research in the Implementation of the Assistance to Lolos in Crisis Situation: ALCS) 事業に関する評価的研究—フィリピン社会福祉開発省および女性のためのアジア平和国民基金 (Asian Women's Fund: AWF) による共同事業について」2002年3月、5ページ (「デジタル記念館 慰安婦問題とアジア女性基金」<http://www.awf.or.jp/6/statement-29.html> 2012年6月13日閲覧)。以下、「ALCS評価的研究」と略す。なお、同報告書によれば、実際にインタビューできたのは、受給者の所在が確認できない、体調が悪い等の理由から、98人のうち89～90%だったという。

(79) 同上、5ページ。

(80) 財団法人女性のためのアジア平和国民基金、前掲『アジア女性基金ニュース』No.7、2ページ。

(81) 同上。

(82) 国立フィリピン大学ロスバニョス校・公共部門における戦略的計画・政策問題研究所、前掲『ALCS評価的研究』、17ページ。

(83) 同上、15、27ページ。

(84) 同上、25ページ。

(85) 「私は年寄り もう待てない 首相の謝罪はとても大切」『東京新聞』1996年7月3日。

(86) ある韓国人元「慰安婦」へのインタビュー (2006年10月11日)。韓国で食事の際に使う箸(チョッカラ)とスプーン(スッカラ)はともに金属製であることから、日本軍の兵器生産のための「金属供出」の対象とさせられたと考えられる。

(87) 財団法人女性のためのアジア平和国民基金『韓国の「慰安婦」被害者の証言記録』1993年、7ページ(基金限定内部資料。元アジア女性基金事務局員A氏より提供)。なお、フィリピンでは、受給者の3分の2以上が基礎教育を受けている(国立フィリピン大学ロスバニョス校・公共部門における戦略的計画・政策問題研究所、前掲『ALCS評価的研究』、14ページ)。

(88) 韓国挺身隊問題対策協議会・挺身隊研究会編、従軍慰安婦問題ウリヨソンネットワーク訳『証言—強制連行された朝鮮人軍慰安婦たち』明石書店、1993年、35～36ページ。

(89) 同上、36ページ。

ことへの自責の念、周囲の蔑み等により幸福な結婚生活を送ることができず、身を潜めるようにして病んだ体で働き詰めの毎日を送ってきた。ある韓国人元「慰安婦」は、「慰安所」でかかった病気が原因で息子が40歳を過ぎてから精神疾患にかかり、息子から「自分が汚い犬の尻から生まれて来たのでこうなのだ」「殺してやる」と罵倒された⁽⁹⁰⁾。こうした韓国人元「慰安婦」らにとって、近親者からの支援を得ることなど到底考えられないことだっただろう。このような、フィリピンとは異なる、被害者を取り巻く歴史的背景、社会的状況、家族関係、性規範が、アジア女性基金に対する強固な反対を生み出したといえよう。

4-2 受給者の声とその背後にあるもの

ただし、上で述べた受給者の状況は、いわゆる社会のエリート層、知識人、それも「慰安婦」問題、そして被害者たちのこれまでの状況をどれほど把握しているか定かではない者たちがまとめた報告書によるものである。桜井は、インタビューにおける権力性の問題を指摘している⁽⁹¹⁾。桜井によれば、調査における聞き手と語り手の権力関係は、通常、非対称である。往々にして聞き手は専門家や社会的地位が高い場合が多い。聞き手の権力が強い場合、語り手は聞き手が聞きたがっているストーリーを語る傾向があるとされている。受給者の感想にも、そうしたバイアスがかかっている可能性があることに留意しなければならない。

基金側の資料では、「日本政府から、私たちが

生きているうちに、このような総理の謝罪やお金が出るとは思いませんでした。日本のみなさんの気持ちであることもよく分かりました⁽⁹²⁾」など、日本政府・国民の態度を肯定的に受け止めた上で受給した被害者の声を取り上げられている。他方で、アジア女性基金に批判的であった当時の日本の新聞は、「いつ死ぬかわからない。生きているうちにお金を受け取り、良い薬でも買いたい⁽⁹³⁾」「どうせなら死ぬ前に金を受け取った方がいい⁽⁹⁴⁾」といった受給者の声を紹介している。「償い事業」は、受給者にとって必ずしも、日本政府や基金側が意図した「償い」の気持ちの表れではなかった。受給は、自分に残された時間や現在の健康状態等に鑑みての、日本に対するある種の諦めでもあった。進展しない裁判や日本政府の消極的態度、元「慰安婦」らに対する日本の政治家の侮辱発言等の状況下で発足したアジア女性基金の存在が、そうした諦めの念を被害者にもたらしたといえよう。

4-3 「償い事業」の「副作用」

被害者に「償い」の気持ちを届けることを目指した「償い事業」であったが、その事業の実施過程で、問題解決を求める運動の中に深刻な「不信」を生じさせた。2007年3月の基金解散後、事業が韓国で受け止められなかった原因のひとつとして、ある基金理事は「強固な反日ナショナリズム⁽⁹⁵⁾」を指摘した。基金への反対はその「あいまいな金銭式決着方法」であり、「その責任を被害者や支援運動に転嫁するのは、本末転倒である⁽⁹⁶⁾」、また基金側の運動団体に対する非難は「日本中心的⁽⁹⁷⁾」である

(90) 崔明順(仮名)「無念の日々、慟哭もできず」韓国挺身隊問題対策協議会・挺身隊研究所編、従軍慰安婦問題ウリヨソネットワーク訳、前掲『証言—強制連行された朝鮮人慰安婦たち』284ページ。

(91) 桜井厚「第3章 インタビュー・テキストを解釈する」桜井厚・小林多寿子編著『ライフストーリー・インタビュー 質的研究入門』せりか書房、2005年、180～183ページ。

(92) 財団法人女性のためのアジア平和国民基金発行・編集『「慰安婦」問題とアジア女性基金』2004年、32ページ。

(93) 「韓国元慰安婦の一部 『見舞金』賛成は生活向上のため」『読売新聞』1997年1月16日。

(94) 「慰安婦一時金に反発 揺れる『基本方針』 韓国政府も国家補償求める声」『産経新聞』1997年1月15日。

(95) 大沼、前掲『「慰安婦」問題とは何だったのか』、64ページ。

(96) 金富子『「慰安婦」問題と脱植民地主義—歴史修正主義的な『和解』への抵抗』『インパクション』158号、2007年7月、136ページ。

(97) 鄭著・中野訳、前掲『国民基金と被害者の声』、60ページ。

といった批判が女性運動側からなされた。

基金関係者が問題にするのは、事業の「実施」をめぐる問題であり、運動団体が主張するのは、アジア女性基金というそもそもの政策決定の問題性である。議論の前提となっている問題意識のズレが、双方の間の齟齬を拡大させていった。基金関係者と運動団体の間に生じたこうした不信に満ちた状況の中で、受給者は、受給した事実を隠さなければならなかった。もちろん、受給した事実を打ち明ける義務など全くない。しかし、自己の存在を抹消されてきた被害者たちにとって、自分が「被害者」であるという日本の国家からの、文字通り「公」の承認、そしてとりわけ名乗り出ている被害者たちによるその公の表出は、蔑みのまなざしを被害者に向けてきた周囲との社会関係の再構築につながる。しかし「償い事業」は、必ずしもその役割を果たしたとはいえなかった。保守化が進行する日本の政治的状況に危機感を抱き、「すでに年老いた犠牲者の方々への償いに残された時間はない、一刻も早く行動を起こさなければならぬ⁽⁹⁸⁾」という基金関係者らの強い使命感が一部の被害者には受け止められたかもしれない。しかし、その使命感が「アジア女性基金は侮辱です！私たちは施しはほしくありません⁽⁹⁹⁾」「善意の押し付け⁽¹⁰⁰⁾」と捉えられたことも事実であった。基金をめぐる対立構造の中で、受給者の沈黙や、被害者の間で受給者に対する非難が囁かれるといった事態が生じた。筆者が話を聞いたある韓国人元「慰安婦」は、すでに受給した被害者や、知らない相手から「お金を受け取らないか」という電話がたくさんかかってきたと、眉をひそめて小さな声で話していた⁽¹⁰¹⁾。

「償い事業」の受給から生じる「副作用」につ

いては、本論の冒頭で述べたように、「基金は荒波の中を船出しなければなら」なかった以上、事業開始前から予想されていたのではないだろうか。その「副作用」を韓国の運動団体の責任に帰すことについて、「慰安婦」問題解決運動を主導する韓国の運動団体の代表が「いつから日本社会の問題の原因と責任を、日本社会の保守性、日本の政治の問題、強固で高い壁を飛び越えるには力量不足で限界が明らかかなことに対する自己反省に見出すのではなく、被害国に転嫁するようになったのか、現場活動家として戸惑わざるをえない⁽¹⁰²⁾」という思いを吐露したのは当然である。ただし、この指摘は、事業実施の問題だけにいえるのではなく、1995年という政治的機会の到来と運動の興隆にもかかわらず、アジア女性基金というかたちでしか政府からアウトプットを引き出すことができなかったという点について、どこにどのような問題点や矛盾、限界、あるいは可能性があったのかを、日本社会の問題として丁寧に検証していく作業の必要性を導くものである。

おわりに

以上、「償い事業」実施をめぐる基金関係者、政府、官僚、運動団体のポリティクスをみてきた。日本政府は、アジア女性基金の設立を決定したものの、事業の具体化にあたっては消極的な態度を見せ、基金関係者との間で激しい攻防を繰り返した。また、基金構想に反対していた運動団体は、基金が事業を開始すると、徹底した反対・拒否の姿勢を打ち出し、基金を廃止する運動を開始した。こうして、アジア女性基金は基金関係者と運動団体との対立のアリーナとなり、「基金賛成」対「基金反対」の二項対立の図

(98) 大沼保昭「はじめに」大沼・下村・和田編、前掲『「慰安婦」問題とアジア女性基金』、iiiページ。

(99) VAWW-NET Japan編「女性国際戦犯法廷の全記録Ⅰ」日本軍性奴隷制を裁く—2000年女性国際戦犯法廷の記録、第5巻、緑風出版、2000年、178ページ。

(100) 山下英愛「ナショナリズムの狭間から—「慰安婦」問題へのもう一つの視座」明石書店、2008年、251ページ。

(101) 筆者によるインタビュー（2006年10月11日）。

(102) 尹美香、前掲「韓国挺対協は何をめざし、どのように闘ってきたのか」、150ページ。

式は、基金解散後の運動にも持ち込まれることとなった。そうした状況においても「償い事業」に肯定的な意味づけを行った被害者たちがいたが、受給した事実を隠さねばならない状況に追い込まれた。ただし、受給者の存在は、アジア女性基金は「賛成/反対」として二項対立的議論では捉えきれない様々な「慰安婦」問題の現実を提示する。基金をめぐる規範的議論から離れ、事業実施過程と受給者の声に注目したとき、基金側の事業実態だけでなく、そこから、各国政府、支援の状況、社会のまなざし、家族との関係など、元「慰安婦」たちを取り巻く様々な状況が浮かび上がる。

これまでみてきたように、「償い事業」実施過程は、特に基金関係者と運動団体との間での対立の過程であり、相互不信の生成とその深化の過程でもあった。2012年3月に開かれた「慰安婦」問題に関するシンポジウムで、主催者の一人は「皆、解決に向けて同じ船の船員であるのに、基金をめぐって座礁してしまった。これからのようにしてまた航海するか、それを議論したかった⁽¹⁰³⁾」と、開催の趣旨を語った。運動がアジア女性基金の問題にとらわれ、その横で傍観してきた日本政府、そして影響力を拡大していった保守勢力を前に、問題解決の在り方や実現方法等、今後の展開を検討していくためには、そもそも基金の設立背景⁽¹⁰⁴⁾、基金が「慰安婦」問題に与えた影響、また基金をめぐる各アクターたちの布置の構図を明らかにすることが、その一歩となり得るのではないだろうか。本稿はそうした試みの一部である。

(103) 同志社大学で開かれたシンポジウム「『慰安婦』問題の解決に向けて」の冒頭における山下英愛氏の発言。

(104) 基金の設立過程を分析したものとして、注3の文献を参照されたい。